

令和6年度 第2回富山県私立学校審議会

日 時：令和7年3月18日（火）

10：00～11：30

場 所：富山県民会館 702号室

次 第

1 会長選出

2 会長代理指定

3 諮問事項

(1) 富山クリエイティブ専門学校の廃止認可について

4 報告事項

(1) 全国私立学校審議会連合会第79回総会について

(2) 「学校法人の行う収益事業の種類について」の改正について

5 その他

【配付資料】

資料 No. 1 私立専修学校の廃止認可について（諮問）

資料 No. 2 富山クリエイティブ専門学校の廃止認可について

資料 No. 3 全国私立学校審議会連合会第79回総会参加報告

資料 No. 4 「学校法人の行う収益事業の種類について」の改正について

参考資料No. 1 富山県私立学校審議会規程、運営内規

参考資料No. 2 私立学校法（抜粋）、学校教育法（抜粋）

参考資料No. 3 子ども・子育て支援新制度への移行状況について

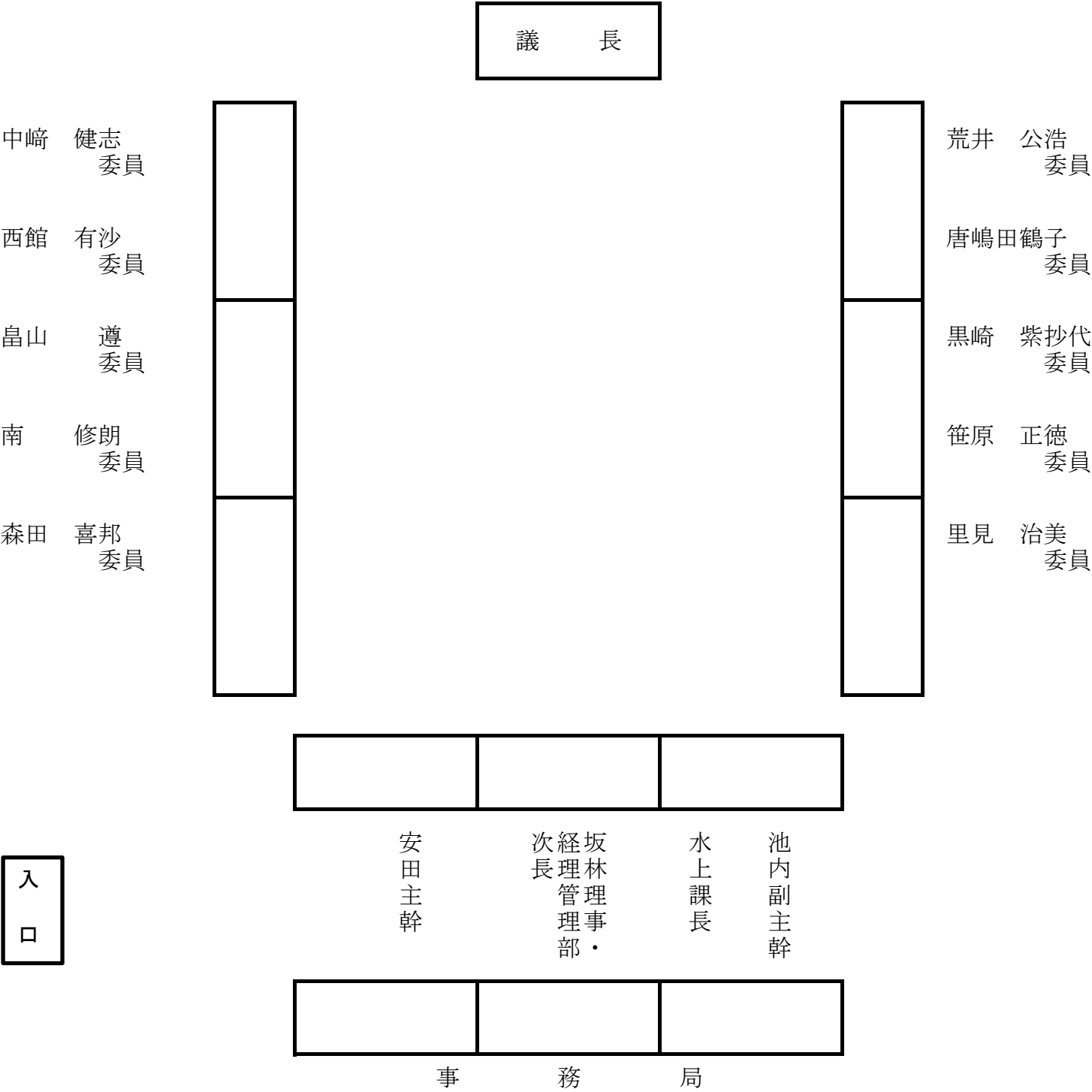
参考資料No. 4 県内の認定こども園の設置状況

令和6年度 第2回富山県私立学校審議会 座席表

日時：令和7年3月18日(火)

10:00～11:30

場所：富山県民会館 702号室



報道関係席・一般傍聴席

富山県私立学校審議会委員

令和7年3月18日現在

	氏名	現職	備考
1	荒井 公 浩	(学) 荒井学園理事長 富山県私学振興会副理事長	
2	唐 嶋 田 鶴 子	(学) 福野青葉幼稚園理事長・園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
3	黒 崎 紫 抄 代	富山県人事委員会委員 (学) 富山国際学園常務理事・事務局長	
4	笹 原 正 徳	(学) 和楽学園学園本部長 富山県専修学校各種学校連合会理事	
5	里 見 治 美	(学) 富山音楽院理事長 県専修学校各種学校連合会監事	
6	島 田 好 美	富山経済同友会教育問題委員会副委員長 (株) 島田商店 代表取締役	
7	須 田 英 克	(学) 神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会長 富山県私学振興会理事	
8	中 崎 健 志	富山県教育委員会 教育次長・教育みらい室長	
9	西 館 有 沙	富山大学教育学部共同教員養成課程准教授	
10	畠 山 遵	(学) 華聴学園理事長 認定こども園こぼと幼稚園園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会長	
11	南 修 朗	(学) 高岡第一学園 高岡第一高等学校 校長	
12	森 田 喜 邦	富山県立大学参与	会長代理

以上12名

学 振 第 486 号
令和 7 年 3 月 17 日富山県私立学校審議会
会長代理 森田 喜邦 殿

富山県知事 新田 八郎



私立専修学校の廃止認可について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法 64 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、認可の適否について意見を求めます。

記

事 項	申 請 者	認可の 根拠規定
富山クリエイティブ専門学校の廃止認可について （廃止時期）令和 7 年 4 月 1 日	富山市東黒牧 10 番地 学校法人片山学園 理事長 片山 淳見	学校教育法 第 130 条第 1 項

富山クリエイティブ専門学校の廃止認可について

1 学校の名称	富山クリエイティブ専門学校
2 位 置	富山市牛島新町2-3
3 廃止の時期及び理由	(時期) 令和7年4月1日 (理由) 入学定員割れが続いており、また、物価高騰や施設設備の老朽化対策の費用など、今後の運営コストの増大が見込まれ、専門学校の収支の回復が困難なため。
4 設置者名	学校法人片山学園
5 校長名	大野 幸一
6 生徒の処置	全員卒業予定
7 教職員の処置	法人内の他部署に異動又は富山育英センターグループ内の他部署へ転籍
8 指導要録等の引継ぎ	学校法人片山学園事務局にて保管
9 資産の処置	学校廃止の認可を受けた後、売却予定
備 考	1 校 舎 総面積: 2,662.54㎡ 2 総 定 員 120人 3 過去5ヶ年の卒業生数 (R02) (R03) (R04) (R05) (R06) 22人 20人 41人 27人 16人(予定) 4 学校設置認可年月日 昭和51年4月1日

全国私立学校審議会連合会第79回総会 参加報告

- 1 日 時 令和6年10月17日（木）～18日（金）
- 2 会 場 ホテルメトロポリタン長野（長野県長野市南石堂町1346）
- 3 出席者 富山県私学審議会委員 黒崎 紫抄代
学術振興課主幹 安田 潔司

4 日程及び内容

10月17日（木）

1 総会

- ・会長挨拶：全国私立学校審議会連合会会長 近藤 彰郎 氏
- ・長野県私立学校審議会会長挨拶：内川 小百合 氏
- ・私立学校審議会委員功労者表彰：53名（代表：長野県 浅輪 佳代子 氏）
- ・来賓祝辞：文部科学大臣（祝電）、長野県知事（直江県民文化部長代読）、山岸長野県議会議長、日本私立学校振興・共済事業団理事長（串田理事代読）
- ・令和5年度事業報告・決算報告・監査報告（原案どおり了承）
- ・令和6年度役員について（原案どおり了承）
- ・令和6年度事業計画・収支予算について（原案どおり了承）
- ・令和7年度都道府県分担金について（前年度同額の1都道府県15万円です承）

2 専門部会

第1専門部会（専修学校・各種学校関係）

- ①各分野における適切な学科の設置について（特に、新たに工業分野を設置し、情報関係学科の新規設置に係る認可の状況）
- ②収容定員と募集定員の乖離について

第2専門部会（幼稚園・特別支援学校関係）

- ①学校法人が児童発達支援等を実施する場合の取扱いについて
- ②付随事業及び収益事業の取扱いについて

第3専門部会（小学校・中学校・高等学校関係）

- ①通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）を踏まえた設置基準の変更について
- ②広域通信制高等学校が設置する他県所在地の通信教育連携協力施設等に関する指導監督について
- ③高等学校通信制課程の実態把握及び情報提供について

各専門部会共通

- ①学校設置認可時における経営に必要な財産及び校地・校舎の保有条件について

10月18日（金）

1 講演会：「長野県の健康寿命と食文化」

長野県立大学 教授 中澤弥子（なかざわ ひろこ）氏

2 総会

- ・各専門部会の協議結果報告
- ・来年度開催県（静岡県）

「学校法人の行う収益事業の種類について」の改正について

1 改正趣旨

私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)の施行に伴い、引用条文について条ずれが生じることから、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- ・ 制定文中「第26条第2項」を「第19条第2項」に改める。
- ・ 第1項中「第26条第1項」を「第19条第1項」に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日（改正法の施行日に同じ）

4 新旧対照表

別紙のとおり

「学校法人の行う収益事業の種類について」の一部を改正する告示案 新旧対照表

現行	改正案	備考
私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 26 条第 2 項の規定により学校法人の行う収益事業の種類を次のように定め、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 学校法人の行なう収益事業の種類について（昭和 44 年富山県告示第 780 号）は、廃止する。 1 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 26 条第 1 項の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次項に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。 (1)～(6) 略 2～3 略	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 19 条第 2 項の規定により学校法人の行う収益事業の種類を次のように定め、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 学校法人の行なう収益事業の種類について（昭和 44 年富山県告示第 780 号）は、廃止する。 1 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 19 条第 1 項の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次項に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。 (1)～(6) 略 2～3 略	私立学校法の改正に伴う条ずれを修正 同上

富山県私立学校審議会規程

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第17条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中に異議がないときは、第1項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第4条 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第5条 委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあつては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8条 審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めたとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。

3 前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条 採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票によることができる。

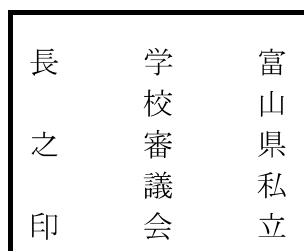
2 議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

第12条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合
- (2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条 会長の印を、次のように定める。



第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和25年4月13日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和63年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成27年1月20日）から施行する。

富山県私立学校審議会運営内規

(目的)

第1条 この内規は、富山県私立学校審議会規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情（以下「緊急事態」という。）における富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(出退席の取扱い)

第2条 緊急事態の発生により会場に参集することが困難であると会長が認めるときは、会長を含む委員は、Web 会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

2 前項による出席は、規程第7条、第10条及び第13条に規定する出席に含めるものとする。

3 前2項の規定により出席した場合において、映像のみならず音声を送受信できなくなり、復旧の見通しが見つからないときは、当該委員は、その時から退席したものとみなす。

(確保すべき環境)

第3条 Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(書面審議)

第4条 緊急事態の発生により第2条第1項の規定による出席を含め対面による審議会の開催が困難であり、かつ、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で委員の意見を聴取できるとともに、規程第10条に規定する審議会の議決に代えることができる。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、緊急事態時における審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この内規は令和4年7月21日から施行する。

○私立学校法（抜粋）

（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）
最終改正：令和五年五月八日法律第二十一号

（私立学校審議会等への諮問）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2（略）

（議事参与の制限）

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

（私立専修学校等）

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第百三十三條第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第百三十四條第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

（第二項～七項略）

○ 学校教育法（抜粋）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）
最終改正：令和四年六月二日法律第七十七号

第百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 都道府県教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第百二十四条、第百二十五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

④ 都道府県教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

子ども・子育て支援新制度への移行状況について

1. 私立幼稚園等の新制度移行の推移

			R③移行		R④移行		R⑤移行		R⑥移行		R⑦移行		R⑦末	
			幼から		幼から		幼から		幼から	(予定)	幼から	(見込)	幼から	
新制度移行	認定こども園	幼保連携型	5	(2)	5	(1)	6	0	6	0	0	0	124	(32)
		幼稚園型	1	(1)	0	0	0	0	0	0	1	0	8	(8)
		保育所型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—
	幼稚園のまま		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	(5)
	保育所		保育所は全て新制度へ移行										41	—
	私立幼稚園（私学助成等）		4		3		3		3		3		3	

幼保連携(市町村別)

富山	65	(15)
高岡	21	(7)
魚津	6	(0)
氷見	2	(1)
滑川	4	(4)
黒部	2	(0)
砺波	6	(1)
小矢部	3	(0)
南砺	2	(2)
射水	8	(1)
舟橋	1	(0)
立山	2	(1)
上市	2	(0)
入善	0	—
朝日	0	—

※新制度移行園数には保育所からの移行分を含み、（ ）は幼稚園からの移行分（内数）

※新制度移行後に他類型に移行した園もある

2. 私立幼稚園等の類型

	新 制 度			従前どおり
	認定こども園		幼稚園の	幼稚園
	幼保連携型	幼稚園型	まま移行	
法 的 性 格	学校 かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園＋保育所機能)	学校	学校
設 置 主 体	学校法人 社会福祉法人	学校法人	学校法人	学校法人
認 可 ・ 認 定	都道府県 ※1 中核市	都道府県 ※2 中核市	都道府県	都道府県
財 政 措 置	施設型給付(市町村)が基本 私学助成(特別補助の一部)			施設等利用給付 私学助成(一般・特別)
利用者負担 (保育料)	0 円			0 円

※1 幼稚園からの移行には、幼稚園の廃止認可と幼保連携型認定こども園の設置認可が必要

※2 幼稚園からの移行には、認定こども園としての機能を有することの認定が必要

県内の認定こども園の設置状況（令和6年4月時点）

参考資料№4

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 →H28 68か所 →H29 88か所 →H30 103か所 →H31 116か所 →R2 134か所 →R3 140か所 →R4 146か所 →R5 153か所 →R6 156か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備 考
1	富山市立新保なかよし認定こども園	富山市	幼保連携型	富山市	公立	H24.4.1 R4.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
2	幼保連携型認定こども園ひらきこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R5.10.1	新設
3	富山市立大久保認定こども園	富山市	幼保連携型	富山市	公立	R5.4.1	保育所・幼稚園から移行
4	幼保連携型認定こども園さみどり認定こども園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H24.6.1	幼稚園から移行
5	幼保連携型認定こども園藤ノ木こども園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H20.4.1 H22.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
6	幼保連携型認定こども園青い鳥保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
7	大沢野ちゅうおうこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
8	幼保連携型認定こども園桜谷保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
9	幼保連携型認定こども園城南もなみ学園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H22.4.1 H24.4.1 H27.4.1	(認可外から地方裁量型) (地方裁量型から保育所型) 保育所型から移行
10	幼保連携型認定こども園しんでん保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
11	神明こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
12	幼保連携型認定こども園杉原こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
13	幼保連携型認定こども園のぞみ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
14	幼保連携型認定こども園はりはら保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
15	幼保連携型認定こども園堀川南保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
16	幼保連携型認定こども園まつわか保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
17	やまむろこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
18	幼保連携型認定こども園わかば保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
19	幼保連携型認定こども園奥田保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
20	幼保連携認定こども園常盤台保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
21	認定こども園いちい保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
22	幼保連携型認定こども園わかくさ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
23	幼保連携型認定こども園愛和こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
24	認定こども園めぐみこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
25	幼保連携型認定こども園四方こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
26	認定こども園ひろたこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
27	認定こども園おおひろたこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
28	幼保連携型認定こども園新庄さくら保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
29	幼保連携型認定こども園ガンバ村保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
30	幼保連携型認定大沢野こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
31	幼保連携型認定こども園鵜坂保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
32	幼保連携型認定こども園じんぼ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
33	幼保連携型認定こども園ささくら保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行

県内の認定こども園の設置状況（令和6年4月時点）

参考資料№4

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 →H28 68か所 →H29 88か所 →H30 103か所 →H31 116か所 →R2 134か所 →R3 140か所 →R4 146か所 →R5 153か所 →R6 156か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備 考
34	幼保連携型認定こども園アームストロング青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
35	幼保連携型認定こども園藤園幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
36	幼保連携型認定こども園藤園南幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
37	幼保連携型認定こども園晴雲幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
38	幼保連携型認定こども園富山聖マリア保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
39	幼保連携型認定こども園なでしこ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
40	幼保連携型認定こども園かたかご保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
41	幼保連携型認定こども園にながわ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
42	幼保連携型認定こども園萩浦保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
43	幼保連携型認定こども園くまのこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
44	幼保連携型認定こども園みずはしこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
45	幼保連携型認定こども園ピノキオナースリースクール	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
46	幼保連携型認定こども園婦中もなみ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
47	幼保連携型認定こども園みかど保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
48	認定こども園立正幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
49	幼保連携型認定こども園白藤幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
50	幼保連携型認定こども園リンデ幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
51	幼保連携型認定こども園東山保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.5.1	保育所から移行
52	幼保連携型認定こども園富山幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.11.1	幼稚園から移行
53	幼保連携型認定こども園光陽もなみ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	保育所から移行
54	幼保連携型認定こども園ひかり保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	保育所から移行
55	幼保連携型認定こども園新庄幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
56	認定こども園徳風幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
57	石金こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H31.4.1	保育所から移行
58	幼保連携型認定こども園おおしょう保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1 H31.4.1	(保育所から保育所型) 保育所型から移行
59	幼保連携型認定こども園上滝保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1 H31.4.1	(保育所から保育所型) 保育所型から移行
60	幼保連携型認定こども園まどか幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R1.9.1	幼稚園から移行
61	認定こども園文化幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.4.1	幼稚園から移行
62	幼保連携型認定こども園めぐみ幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.4.1	幼稚園から移行
63	本郷町保育園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.9.1	新設
64	下堀こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.11.1	新設
65	幼保連携型認定こども園 西田地方保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R3.4.1	保育所から移行
66	かみいいの認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R4.4.1	新設

県内の認定こども園の設置状況（令和6年4月時点）

参考資料№4

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 →H28 68か所 →H29 88か所 →H30 103か所 →H31 116か所 →R2 134か所 →R3 140か所 →R4 146か所 →R5 153か所 →R6 156か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備 考
67	幼保連携型認定こども園 とよた保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R5.4.1	保育所から移行
68	富山認定こども園	公益財団法人	保育所型	富山市	私立	H30.4.1	保育所から移行
69	紅葉ガ丘認定こども園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
70	堀川幼稚園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
71	富山短期大学付属みどり野幼稚園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
72	紫幼稚園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	R1.10.1	幼稚園から移行
73	どんぐり山共同保育園	特定非営利活動法人	地方裁量型	富山市	私立	H30.4.1	認可外から移行
74	高岡市福岡あおぞらこども園	高岡市	幼保連携型	高岡市	公立	H28.4.1	幼稚園・保育所から移行
75	幼保連携型認定こども園福岡幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H22.4.1	幼稚園から移行
76	幼保連携型認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H20.4.1 H22.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
77	認定こども園こばと幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H24.9.1	幼稚園から移行
78	幼保連携型認定こども園坂ノ下保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H27.4.1	保育所から移行
79	幼保連携型認定こども園ふたばこども園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H28.4.1	保育所から移行
80	幼保連携型認定こども園中田保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H29.4.1	保育所から移行
81	認定こども園みつば保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H29.4.1	保育所から移行
82	認定こども園いずみ幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
83	認定こども園国吉ちくば保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H30.4.1	保育所から移行
84	認定こども園般若野保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H30.4.1	保育所から移行
85	幼保連携型認定こども園高岡保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
86	幼保連携型認定こども園若葉保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
87	認定こども園上関保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
88	能町保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
89	高岡第一学園認定こども園第二幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
90	幼保連携型認定こども園和田保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	R2.4.1	保育所から移行
91	認定こども園 野村保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	R2.4.1	保育所から移行
92	認定こども園 定塚保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	R2.4.1	保育所から移行
93	認定こども園ひかり幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	R3.4.1	幼稚園から移行
94	高岡第一学園認定こども園福岡ひばり園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	R4.4.1	保育所・幼稚園から移行
95	幼保連携型認定こども園といでこども園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	R6.4.1	新設
96	幼保連携型認定こども園吉島保育園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
97	幼保連携型認定こども園ほんごうこども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
98	幼保連携型認定こども園天神保育園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
99	かづみ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行

県内の認定こども園の設置状況（令和6年4月時点）

参考資料№4

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 →H28 68か所 →H29 88か所 →H30 103か所 →H31 116か所 →R2 134か所 →R3 140か所 →R4 146か所 →R5 153か所 →R6 156か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備 考
100	魚津こども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	R2.4.1	保育所から移行
101	魚津にじいろこども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	R2.4.1	保育所から移行
102	保育所型認定こども園川原保育園	宗教法人	保育所型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
103	魚津第二こども園	社会福祉法人	保育所型	魚津市	私立	R2.4.1	保育所から移行
104	しんまちこども園	氷見市	幼保連携型	氷見市	公立	'R5.8.21	保育所から移行
105	認定こども園ひみ中央こども舎	学校法人	幼保連携型	氷見市	私立	H26.4.1	幼稚園・保育所から移行
106	あさひの丘こども園	社会福祉法人	幼保連携型	氷見市	私立	H29.4.1	保育所から移行
107	マヤ保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	H28.4.1	保育所から移行
108	認定こども園氷見ひかり保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	H30.4.1	保育所から移行
109	認定こども園 みどり保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	R2.4.1	保育所から移行
110	認定こども園 上庄保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	R2.4.1	保育所から移行
111	マイトリー（アソカ幼稚園）	学校法人	幼稚園型	氷見市	私立	H19.4.1 H27.4.1	（幼稚園から幼保連携型） 幼保連携型から移行
112	同朋認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H23.4.1	幼稚園から移行
113	西加積認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H24.4.1	幼稚園から移行
114	早月加積認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
115	幼保連携型きたかづみ認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
116	認定こども園たかつき保育園	社会福祉法人	保育所型	滑川市	私立	H27.4.1	保育所から移行
117	認定こども園上小泉保育園	社会福祉法人	保育所型	滑川市	私立	H30.4.1	保育所から移行
118	生地こども園	黒部市	幼保連携型	黒部市	公立	R4.4.1	保育所・幼稚園から移行
119	おおふせ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	黒部市	私立	R4.4.1	保育所から移行
120	石田こども園	社会福祉法人	幼保連携型	黒部市	私立	R4.4.1	保育所・幼稚園から移行
121	ちびっこきらら保育園	特定非営利活動法人	地方裁量型	黒部市	私立	R5.4.1	保育機能施設から移行
122	出町認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H29.4.1	幼稚園・保育所から移行
123	南部認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H29.4.1	幼稚園から移行
124	北部認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H31.4.1	幼稚園・保育所から移行
125	太田認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H31.4.1	幼稚園・保育所から移行
126	ちゅうりっぷ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R2.4.1	保育所から移行
127	あぶらでん認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R2.4.1	保育所から移行
128	認定こども園出町青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	砺波市	私立	H27.4.1 R3.4.1	幼稚園から移行 幼稚園型から移行
129	幼保連携型認定こども園 東般若保育園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R3.4.1	保育所から移行
130	たかのす認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R4.4.1	保育所から移行
131	しょうがわ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R5.4.1	保育所から移行
132	石動きらりこども園	小矢部市	幼保連携型	小矢部市	公立	H28.4.1	保育所から移行

県内の認定こども園の設置状況（令和6年4月時点）

参考資料№4

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 →H28 68か所 →H29 88か所 →H30 103か所 →H31 116か所 →R2 134か所 →R3 140か所 →R4 146か所 →R5 153か所 →R6 156か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備 考
133	石動青葉保育園	社会福祉法人	幼保連携型	小矢部市	私立	H28.4.1	保育所から移行
134	石動西部こども園	社会福祉法人	幼保連携型	小矢部市	私立	H28.4.1	保育所から移行
135	津沢こども園	社会福祉法人	幼保連携型	小矢部市	私立	H28.4.1	保育所から移行
136	大谷こども園	小矢部市	幼保連携型	小矢部市	公立	R2.4.1	新設（4保育所廃止）
137	蟹谷こども園	小矢部市	幼保連携型	小矢部市	公立	R2.4.1	新設（3保育所廃止）
138	幼保連携型認定こども園福野青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	南砺市	私立	H25.9.1 H27.4.1	（幼稚園から幼稚園型） 幼稚園型から移行
139	幼保連携型認定こども園福光青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	南砺市	私立	H24.4.1 H27.4.1	（幼稚園から幼稚園型） 幼稚園型から移行
140	南砺市立認定こども園井波にじいろ保育園	南砺市	保育所型	南砺市	公立	H25.4.1	保育所から移行
141	認定こども園太閤山あおい園	学校法人	幼保連携型	射水市	私立	H25.4.1	幼稚園・保育所から移行
142	幼保連携型認定こども園海老江こども園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	H29.4.1	保育所から移行
143	認定こども園小杉東部保育園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	H31.4.1	保育所から移行
144	新湊うみいろこども園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R2.4.1	新設（2保育所廃止）
145	幼保連携型認定こども園 黒河保育園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R3.4.1	保育所から移行
146	認定こども園あいあい保育園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R5.4.1	保育所から移行
147	小杉西部こども園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R5.4.1	保育所から移行
148	新湊つくりみちこども園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R5.4.1	保育所から移行
149	あおい幼稚園	学校法人	幼稚園型	射水市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
150	第三あおい幼稚園	学校法人	幼稚園型	射水市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
151	大門わかば幼稚園	射水市	幼稚園型	射水市	公立	R2.4.1	幼稚園から移行
152	幼保連携型認定こども園ふなはしこども園	社会福祉法人	幼保連携型	舟橋村	私立	H30.4.1	保育所から移行
153	認定宮川こども園	社会福祉法人	幼保連携型	上市町	私立	H28.4.1	保育所から移行
154	認定こども園相ノ木保育園	社会福祉法人	幼保連携型	上市町	私立	H27.4.1 H29.4.1	（保育所から保育所型） 保育所型から移行
155	認定こども園むつみ幼稚園	学校法人	幼保連携型	立山町	私立	H23.4.1	幼稚園から移行
156	幼保連携型認定こども園高原保育園	社会福祉法人	幼保連携型	立山町	私立	H28.4.1	保育所から移行

※入善町、朝日町はなし

幼保連携型認定こども園	136園
保育所型認定こども園	10園
幼稚園型認定こども園	8園
地方裁量型認定こども園	2園